

日本赤十字社の活動資金を募集しています



日本赤十字社は、国内外で災害や病気で苦しんでいる人を救うための幅広い活動を行っています。また、日本赤十字社半田市地区では、火災によって住まいが全焼・半焼した場合、独自の支援活動として、見舞金・弔慰金をお支払いしています。

半田市地区では、自治区を通して活動資金を募集しているほか、生活援護課でも受付を行っています。

日本赤十字社の活動へのご賛同、ご協力をお願いします。

問い合わせ

生活援護課 ☎ 84-0655

半田市赤十字奉仕団の団員を募集しています



地域の防災活動や災害発生時に赤十字事業の担い手となる半田市赤十字奉仕団では、お住まいの地域で活動いただける新たな団員を募集しています。奉仕団の活動に興味のある方は、ぜひお問い合わせください。

問い合わせ

半田市社会福祉協議会

総務グループ ☎ 84-2324

国民健康保険税の減額に係る基準額が変わります



低所得世帯の均等割額および平等割額の減額について、判定基準所得金額を国の基準に合わせます。申請は不要です。

減額割合	所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の減額判定所得の合計額)	
	現行	改正後
5割	43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定。

※網掛部分は、給与所得者等が世帯に複数いる場合のみ。

問い合わせ

国保年金課 ☎ 84-0661

国民健康保険税の課税の上限額が変わります



令和8年度の国民健康保険税の課税限度額(課税の上限額)を国の基準に合わせます。

	現行	改正後
医療分	660,000円	670,000円
支援分	260,000円	260,000円
介護分	170,000円	170,000円
子ども分	-	30,000円
合計	1,090,000円	1,130,000円

問い合わせ

国保年金課 ☎ 84-0661

所得・課税証明書のコンビニ交付サービス利用停止について



停止日時 5月27日(水)～31日(日)

※通常時の利用可能時間

6時30分～23時

問い合わせ

税務課 ☎ 84-0620

後期高齢者医療制度加入者の方へ8月以降の医療機関等へのかかり方



お手元の資格確認書の有効期限は7月31日までです。8月以降の医療機関等へのかかり方についてお知らせします。

① 84歳以下で、マイナ保険証を過去1年間で6回以上利用および概ね直近3か月以内に利用している方
↓マイナ保険証での受診をお願いします。

マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請手続きにより資格確認書を交付します。

② 右記①に該当しない方

↓これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けします。お手元に届いた資格確認書で受診いただけます。

問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

(音声ガイダンス5番を選択)